

姫路市外郭団体指導調整要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の行政目的を達成する上で外郭団体が果たすべき役割及びその公共性にかんがみ、本市と外郭団体との円滑な連携により運営の効率化、活性化及び業務の協調的執行を図り、もって本市が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効率的かつ効果的に達成するとともに、外郭団体の健全な運営を確保することを目的として、外郭団体に対して行う助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外郭団体」とは、本市が基本金その他これらに準ずるものの50パーセント以上を出資している一般財団法人及び公益財団法人並びに、本市行政と密接な関連のある法人のうち本市が助言及び指導を行う必要性が認められる法人として、別表に掲げるものをいう。

(所管局長等の責務)

第3条 外郭団体を所管する局（姫路市事務分掌条例（昭和42年姫路市条例第38号）第1条に規定する局をいう。）の長（以下「所管局長」という。）は、その所管する外郭団体（以下「所管外郭団体」という。）に対し、その主体性を尊重しつつ、当該外郭団体がその設立の趣旨に沿って本市との役割分担のもと、適正かつ効率的に運営されるよう、適切な助言及び指導を行うものとする。

2 総務局長及び所管局長は、外郭団体に対して所管局長が行う前項の規定による助言及び指導が統一的かつ円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(助言及び指導における留意事項)

第4条 所管局長は、前条第1項の助言及び指導は、所管外郭団体が次の事項を満たしているかを留意して行うものとする。

- (1) 事業内容がその設立目的に合致しており、かつ、社会経済情勢の変化に的確に対応しているものであること。
- (2) 業務の運営が効率的かつ効果的に進められ、透明性の向上及び契約手続等の適

正化が図られていること。

- (3) 資産の運用状況及び経営状況が適切かつ健全なものであること。
- (4) 市が行う出資、補助、委託等の財政的関与の目的に合致した効率的かつ効果的な業務運営が行われていること。
- (5) 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当である外郭団体にあっては、経営の自立化が図られていること。
- (6) 組織及び役職員数が事業規模や経営状況等に応じたものであり、簡素かつ効率的な執行体制であること。
- (7) 役職員の給与その他の勤務条件が、別に定める「外郭団体の職員の給与及びその他の勤務条件に関する指導基準」に基づくものであり、経営状況や他団体との均衡を十分に考慮し、職務と責任に応じたものであること。

(所管局長の協議)

第5条 所管局長は、所管外郭団体が次に掲げる事項を行おうとする場合は、当該外郭団体に事前協議を求めるものとする。

- (1) 団体の統合又は廃止
- (2) 定款又は寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）
- (3) 役員構成の変更
- (4) 中長期的な経営計画（以下「経営計画」という。）の策定又は変更
- (5) 組織の改正、人事又は給与に係る諸制度の制定又は改廃（軽微なものを除く。）
- (6) 職員の採用及び特例的な昇格
- (7) 各事業年度の予算及び事業計画の作成又は変更（軽微な変更を除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、団体の管理運営に関する重要事項に関すること。

2 所管局長は、前項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項について事前協議を受けたときは、原則として、総務局長及び財政局長と協議した上で、当該外郭団体に対し適切な助言及び指導を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に緊急を要する事情があるときは、所管局長は、別に定める方法により、総務局長及び財政局長と協議をせずに当該外郭団体に対し助

言及び指導を行うことができる。

- 4 所管局長は、前項の規定により助言及び指導を行ったときは、原則として総務局長及び財政局長に報告するものとする。

（協議の処理）

第6条 前条第2項の協議は、外郭団体の所管課、行政管理課、人事課及び財政課において意見を調整することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による意見の調整に代えて、必要に応じ第9条に規定する姫路市外郭団体総合調整会議において意見の調整を行うことができる。

（所管局長の報告）

第7条 所管局長は、次に掲げる事項について、所管外郭団体に報告を求めるものとする。

- (1) 経営計画の進捗状況
- (2) 決算、事業報告及び経営状況等に関する調書
- (3) その他特に報告を要すると認められる事項

- 2 所管局長は、前項第1号及び第2号に掲げる事項の報告を受けたときは、決算資料等に基づいて当該団体の経営計画の達成度、経営状況等を点検・評価し、必要な助言及び指導を行うとともに、総務局長に報告するものとする。

（報告の処理）

第8条 総務局長は、前条第2項の規定による報告に関し、必要があると認めるときは、所管局長に対し助言及び調整を行うものとする。

（総合調整会議の設置）

第9条 第1条の目的を達成するために必要な事項について連絡調整等を行うため、姫路市外郭団体総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

（総合調整会議の組織）

第10条 総合調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総務局長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、外郭団体を所管する課の長、行政管理課長、人事課長及び財政課長をも

って充てる。

(会長及び副会長の職務)

第11条 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総合調整会議の会議)

第12条 会長は、必要に応じて総合調整会議の会議を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者（外郭団体の代表者等）の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項等)

第13条 総合調整会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 外郭団体の統合又は廃止
- (2) 外郭団体の経営等に関する重要事項
- (3) 外郭団体の指導方針に関すること
- (4) 外郭団体に共通する課題に関すること
- (5) その他外郭団体の効率的かつ円滑な運営に関すること

(専門部会)

第14条 会長は、外郭団体における専門的事項等について個別に検討等を行うため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織及び運営は、会長が別に定める。

(庶務)

第15条 総合調整会議の庶務は、総務局総務部行政管理課において処理する。

(実地調査及び経営指導)

第16条 所管局長は、必要があると認めるときは、所管外郭団体の協力を得て、当該外郭団体から資料の提出を受け、又は当該外郭団体の事業の実施状況、経営状況その他の事項を調査し、当該外郭団体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

2 所管局長は、必要があると認めるときは、地方自治法第221条の規定に基づ

き、所管外郭団体に対し報告を徴し、調査を実施し、又は必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。

- 3 所管局長は、前2項の調査等を実施したときは、総務局長にその状況等を、必要に応じ報告するものとする。

(情報公開の推進及び個人情報の適正な取扱いの確保)

第17条 所管局長は、姫路市情報公開条例の趣旨にのっとり、所管外郭団体の情報公開が推進されるよう必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

- 2 所管局長は、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）の趣旨にのっとり、所管外郭団体の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、外郭団体に対して行う助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 姫路市外郭団体調整会議設置要綱（平成18年11月10日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

法 人 の 名 称
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
公益財団法人姫路市中小企業共済センター
公益財団法人姫路市救急医療協会
公益財団法人姫路市文化国際交流財団
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
公益社団法人姫路市シルバー人材センター
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー